

○指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の区分

平成 24 年 3 月 30 日

茨城県告示第 387 号

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成 12 年総理府令第 15 号)別表備考の規定に基づき、平成 24 年 3 月 30 日茨城県告示第 385 号で指定された地域における知事が定める区域を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 12 年 3 月 23 日茨城県告示第 353 号、平成 13 年 3 月 8 日茨城県告示第 216 号、平成 14 年 3 月 22 日茨城県告示第 314 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 408 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 411 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 416 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 419 号、平成 17 年 2 月 28 日茨城県告示第 222 号及び平成 21 年 3 月 31 日茨城県告示第 466 号で告示した区域の区分は、平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。

- 1 a 区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
- 2 b 区域 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域
- 3 c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域並びに都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)による用途地域の指定のない区域